

議案第 7 号

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

夜間特殊業務手当及び変則勤務手当を廃止するため、一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 10 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成10年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（不健康な業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第4条 不健康な業務に従事する職員の特殊勤務手当は、感染症防疫手当とし、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の輸送又は感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染の疑いがある物件、場所等の消毒その他の作業に従事したときに支給する。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

別表2の項中

(1) 感染症防疫手当	日 額	500円
(2) 夜間特殊業務手当	1 夜	350円

を

感染症防疫手当	日 額	500円	に改め、
---------	-----	------	------

同表5の項中(3)の目を削り、(4)の目を(3)の目とし、(5)の目から(7)の目までを(4)の目から(6)の目までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、施行日以後に開始する勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に開始する勤務に係る当該手当については、なお従前の例による。